

3戸以上又は1,000㎡以上の住宅等の 開発・建築を計画しているみなさまへ

本市では、平成30年3月30日に、都市再生特別措置法に基づく「春日井市立地適正化計画」を策定し、公表しました。

計画は、人口減少や高齢化が進展した社会においても、持続可能な都市経営を行うことができるよう将来を見据えて取り組むものです。

これに伴い、計画に位置づけた**居住誘導区域（裏面参照）**外での住宅等の一定規模以上の開発行為・建築行為等において、市への届出が必要となります。

届出の目的

届出は、**居住誘導区域外**における住宅等の開発・建築の実態を把握することを目的としています。

届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第88条第1項）

居住誘導区域外で、住宅等を対象に以下の開発行為・建築行為等を行おうとする場合には、原則として市への届出が義務付けられています。※軽易な行為など届出の対象外となります。

I 【開発行為】

- 3戸以上の住宅等の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅等の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

II 【建築行為等】

- 3戸以上の住宅等を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

〔居住誘導区域に関する届出のイメージ〕

I 開発行為の場合

立地適正化計画の対象区域（春日井市全域＝都市計画区域）

居住誘導区域

届出**不要**



3戸の開発行為



1戸で1,200㎡の
開発行為

居住誘導区域外

届出**必要**



3戸の開発行為
（面積によらず）

届出**必要**



1戸で1,200㎡の
開発行為

届出**不要**



2戸で800㎡の
開発行為

立地適正化計画の対象区域（春日井市全域＝都市計画区域）

居住誘導区域外

居住誘導区域

届出不要



3戸の建築行為



1戸の建築行為

届出必要



3戸以上の
建築行為

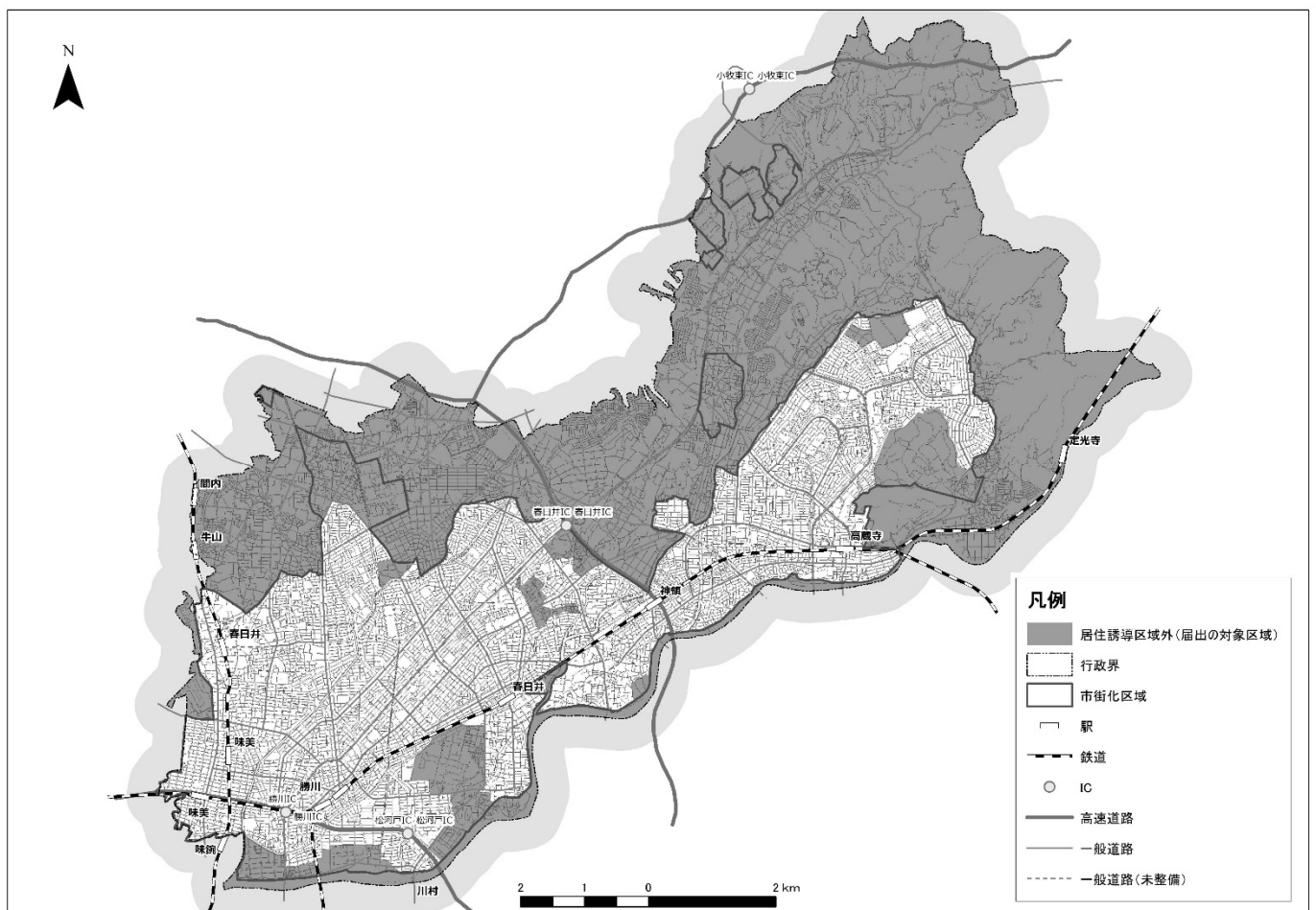
届出不要



1戸の建築行為

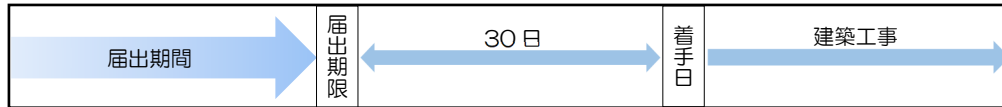
居住誘導区域（都市再生特別措置法第81条第2項第2号）

居住誘導区域



届出の時期（都市再生特別措置法第88条第1項・第2項）

届出は、**開発行為等**に着手する**30日前**までに必要となります。なお、届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。



届出書類の作成

以下の区分により、指定された届出書に添付図書を添えて行います。

I 【開発行為の場合】

➤届出書 ……………様式4（都市再生特別措置法施行規則 様式第10）

➤添付図書

- ① 位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）（縮尺1,000分の1以上）
- ②設計図（縮尺100分の1以上）
- ② その他参考となる事項を記載した図書

II 【建築行為等の場合】

➤届出書 ……………様式5（都市再生特別措置法施行規則 様式第11）

➤添付図書

- ① 配置図（当該行為を行う土地の敷地内における住宅等の位置を表示する図面）（縮尺100分の1以上）
- ②住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

【上記2つの届出内容を変更する場合】

➤届出書 ……………様式6（都市再生特別措置法施行規則 様式第12）

➤添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

（問い合わせ先） まちづくり推進部 都市政策課 都市計画担当 電話0568-85-6264